

年発第1115005号
平成19年11月15日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

国民年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について

国民年金基金における加入員原簿の記録等の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下の国民年金基金に対し指導されたい。

なお、下記の第2の1の取扱いについては、社会保険庁と協議済であるため念のため申し添える。

記

第1 加入員原簿の記録の適正な管理について

現行制度においては、加入員は、国民年金基金規則（平成2年厚生省令第58号）第111条等に基づき、住所変更の届出等を国民年金基金に行うこととされているが、適正な届出の実施について、改めて加入員に徹底されたいこと。

また、加入員原簿の記録の作成及び管理については、従前より「国民年金基金の事業運営について」（平成3年7月12日年発第4595号）において示しているが、上記の加入員の届出の徹底と併せ、改めて適正な管理を行うこと。

第2 加入員原簿の記録の整備等について

1 社会保険庁の国民年金被保険者原簿の記録に訂正があった場合の取扱いについて (別紙参照)

社会保険庁の国民年金被保険者原簿（以下「被保険者原簿」という。）の記録については、社会保険庁における本人からの記録照会等の手続（以下「記録確認手続」という。）の結果、訂正される場合が生じるが、その際の加入員原簿等の記録の取扱いは、次のとおりとすること。

なお、本取扱いに係る詳細な事務処理要領等については、別途通知することとしていること。

(1) 社会保険庁における取扱い

記録確認手続の中で、審査した結果（年金記録確認第三者委員会によるあっせんに係るものを含む。）、国民年金基金の加入員又は加入員であった者（以下「加入員等」という。）に係る被保険者原簿の記録の訂正を行った場合は、地方厚生局を通じて、当該加入員等に係る記録を管理する国民年金基金に訂正した旨及びその内容を

通知することとしたこと。

(2) 地方厚生局における取扱い

- ① (1)の記録の訂正通知を受けた地方厚生局（以下「社会保険庁管轄厚生局」という。）は、訂正通知の写しを保管するとともに、当該国民年金基金を管轄する地方厚生局（以下「基金管轄厚生局」という。）に訂正通知を送付すること。
- ② 基金管轄厚生局は、訂正通知の写しを保管するとともに、国民年金基金に訂正通知を送付し、当該国民年金基金における処理結果について、その報告を求めること。
- ③ 基金管轄厚生局は、②に係る事務処理の状況について、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課へ報告すること。

(3) 国民年金基金における取扱い

① 加入員原簿の記録の訂正等

ア 社会保険庁からの記録の訂正通知に基づき、加入員原簿の記録と突き合せを行い、必要に応じて加入員等に対し、届出の勧奨等の文書を送付すること。

イ アに対する加入員等からの届出に基づき、必要に応じて、所要の記録訂正を行うこと。

なお、当該加入員等の記録が中途脱退者に係るものである場合は、国民年金基金連合会に対し、当該中途脱退者に係る加入員原簿の記録訂正結果を送付すること。

② 加入員原簿の記録の訂正通知

加入員原簿の記録の訂正を行った場合には、その旨、加入員等に通知すること。

③ 処理結果の報告

社会保険庁からの記録の訂正通知を受けた加入員原簿の記録の処理結果について、基金管轄厚生局に報告すること。

(4) 国民年金基金連合会における取扱い

国民年金基金から、中途脱退者に係る加入員原簿の記録訂正結果が送付された場合には、必要に応じて当該中途脱退者に係る加入員原簿の記録について、所要の記録訂正を行い、その旨、当該中途脱退者に通知すること。

2 その他

国民年金基金による給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む）は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第138条において準用する第102条第1項の規定によりその時効は5年であるが、民法（明治29年法律第89号）第145条の規定によりその時効を援用せず、給付を行うことが可能であること。

第3 加入員等に対する記録等の提供について

平成20年度から、定期的に、管理している記録（加入履歴等）及び将来の給付に関する必要な情報（加入実績に応じた年金見込額等）を分かりやすい形で加入員等に通知するよう努めること。

また、住所が不明であることにより通知することが困難である者については、市区町村に対し、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努めること。

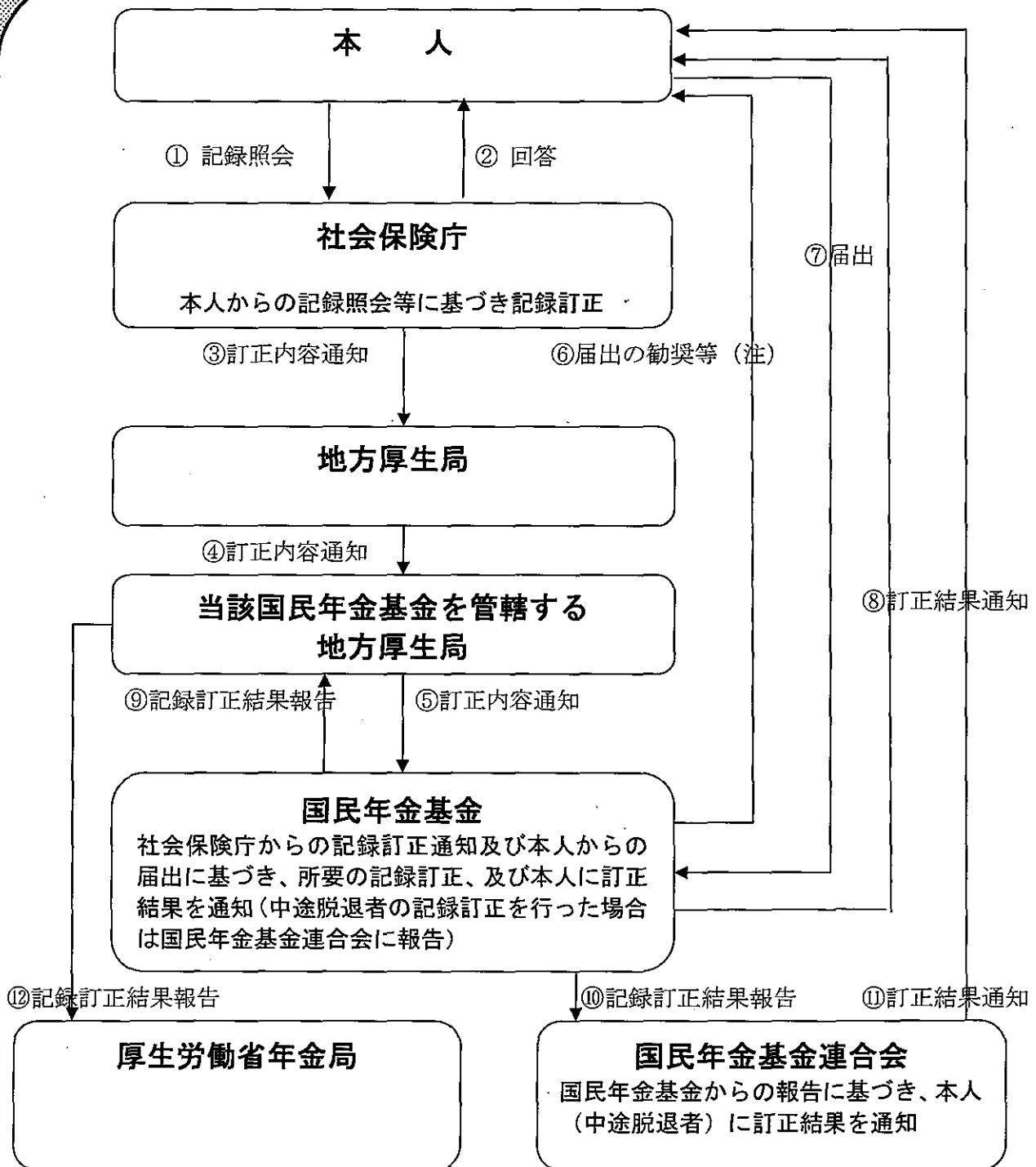
第4 裁定請求の勧奨について

各国民年金基金においては、国民年金基金規約で定める受給権を取得する前に裁定請求書の送付を行うなど裁定請求の勧奨に努めること。

また、受給権取得後一定期間経過後においても裁定請求を行っていない者については、再度裁定請求書を送付するなど裁定請求の勧奨に努めること。

さらに、住所が不明であることにより裁定請求の勧奨が困難である者については、市区町村に対し、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努めること。

被保険者原簿の記録訂正に関する事務処理



(注) 被保険者原簿の修正に伴い、届出の勧奨、及び新たな納付が必要となる場合や掛金額が変更となる場合等に係る意思確認に係る照会文書を送付。